



条例改正の背景

- ▶浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- ▶保守点検業の登録更新時に研修会受講等、浄化槽管理士の質の確保策を要件化



「新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」等を改正し、登録保守点検業者の遵守事項に「浄化槽管理士に研修を受けさせること」を追加



条例の改正(新旧対照)

改正後	改正前
(営業所の設置等) 第10条 (略) 2～4 (略) 5 浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、第2条第1項又は第3項の登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならない。ただし、当該登録の有効期間内に浄化槽管理士免状の交付を受けた浄化槽管理士については、この限りでない。	(営業所の設置等) 第10条 (略) 2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に知事の登録を受けて県内で浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第10条第5項の規定は、適用しない。



条例の改正(研修の受講対象者・頻度等)

受講対象者

- 営業所に置いた全ての浄化槽管理士
 - ※ 浄化槽管理士の資格を有している全ての者ではない。

受講頻度

- 登録の有効期間(5年間)ごと

適応除外

- 登録の有効期間内に浄化槽管理士免状の交付を受けた浄化槽管理士は受講義務対象外

経過措置

- 改正条例の施行の際(R2.4.1)現に県知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者は、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、講習を受けさせる義務を適用しない。



条例施行規則の改正(新旧対照)

改 正 後	改 正 前
第11条 (略) (浄化槽管理士の研修) 第11条の2 条例第10条第5項の規則で定める研修は、県若しくは市町村又は次に掲げる事項についての研修を適正かつ確実に行うことができる と知事が認めた者が、当該事項について行うものとする。 (1) 浄化槽に関する行政の動向 (2) 浄化槽の構造及び機能 (3) 浄化槽の保守点検及び清掃の手法 (4) 県内における浄化槽に関する情報	第11条 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



条例施行規則の改正(対象となる研修の内容)

実施主体

- 県、市町村、必要事項についての研修を適正かつ確実に行うことができると知事が認めた者

研修する事項

- 浄化槽に関する行政の動向
- 浄化槽の構造及び機能
- 浄化槽の保守点検及び清掃の手法
- 県内における浄化槽に関する情報



今後の予定等

- 研修は令和3年度から開催予定です。
- 日程や会場については、決定次第、郵送等でお知らせします。
- 5年間の有効期間中に、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に受講させる必要があります。
- 受講対象者の人数等に応じ、計画的な受講をお願いします。